

議案第 85 号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 24 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 23 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号イ中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 27 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 86 号

大津市市税条例の一部を改正する条例の制定について

平成 24 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市市税条例の一部を改正する条例

大津市市税条例（昭和 34 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 40 条の 3 第 1 項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 40 条の 3 第 1 項の規定は、平成 26 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 25 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 87 号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

平成 24 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成 12 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 15 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同項第 4 号中「子宮がん検診」を「子宮頸がん検診」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 胃がんリスク検診 1 件につき 1,300 円

附 則

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 15 項の改正規定中「子宮がん検診」を「子宮頸がん検診」に改める部分は、公布の日から施行する。

大津市立森林キャンプ村条例の一部を改正する条例の制定について

平成 24 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市立森林キャンプ村条例の一部を改正する条例

大津市立森林キャンプ村条例（昭和 62 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「別表に掲げるバンガロー等の施設」を「森林キャンプ村のバンガロー、テント又はテニスコート」に、「第 7 条」を「第 9 条」に改め、「者（以下）」の次に「同条を除き、」を加え、同条第 2 項第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

第 4 条（見出しを含む。）中「利用料金」を「バンガロー等の利用料金」に改める。

第 11 条を第 13 条とし、第 7 条から第 10 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第 6 条中「利用料金」を「バンガロー等の利用料金及びグラウンドゴルフコースの利用料金」に改め、同条を第 8 条とする。

第 5 条（見出しを含む。）中「利用料金」を「バンガロー等の利用料金」に改め、同条を第 7 条とし、第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（グラウンドゴルフコースの利用料金）

第 5 条 森林キャンプ村のグラウンドゴルフコースを利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「グラウンドゴルフコースの利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 グラウンドゴルフコースの利用料金の額は、1 人 1 回につき 310 円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 グラウンドゴルフコースの利用料金は、指定管理者の収入とする。

（グラウンドゴルフコースの利用の制限）

第6条 指定管理者は、グラウンドゴルフコースを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒否することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) グラウンドゴルフコースの施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他グラウンドゴルフコースの管理上支障があると認められるとき。

別表中「第3条、」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項の規定に基づく指定管理者がグラウンドゴルフコースの利用料金を定めるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第 89 号

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について

平成 24 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例

大津市ガス供給条例（昭和 52 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「第 17 条第 6 項」を「第 17 条第 11 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 24 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例

大津市立幼稚園保育料等に関する条例(昭和 36 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項に定めるもののほか、預かり保育（教育課程に係る教育時間以外の時間帯における保育をいう。以下同じ。）を受ける者の保護者から徴収する保育料の額は、次の各号に掲げる預かり保育の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 子育て支援型預かり保育（園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、教育課程の教育時間の終了後において、保護者の希望に応じて実施する預かり保育をいう。） 預かり保育を受ける日 1 日につき 300 円（1 日において預かり保育を受ける時間が 2 時間を超える場合にあっては、その超える時間 2 時間までごとに 300 円を加えた額）
 - (2) 就労支援型預かり保育（教育課程の教育時間の開始前及び終了後並びに大津市立幼稚園の夏季、冬季及び学年末等における休業日において、保護者の就業状況その他家庭の状況等を考慮して特に必要があると認められる園児に対し、保護者の希望に応じて実施する預かり保育をいう。） 月額 15,000 円（月の途中から預かり保育を受け、又は月の途中で預かり保育を受けないこととなった場合における当該月については、それぞれ 1 月とする。）

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 91 号

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 24 年 6 月 4 日提出

大津市長 越 直 美

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 42 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 21 号の表大会議室の項及び中会議室の項を次のように改める。

第 1 会 議 室	円	円	円
	1, 1 2 0	1, 1 2 0	1, 4 0 0
第 2 会 議 室	円	円	円
	1, 1 2 0	1, 1 2 0	1, 4 0 0

別表第 21 号の表小会議室の項中「小会議室」を「第 3 会議室」に改める。

附 則

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の別表第 21 号の規定は、この条例の施行の日以後の大津市立逢坂公民館の会議室等の使用に係る使用料について適用し、同日前の大津市立逢坂公民館の会議室等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 92 号

大津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

平成 24 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市火災予防条例の一部を改正する条例

大津市火災予防条例（昭和 37 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

目次中「付則」を「附則」に改める。

「付 則」を「附 則」に改め、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 4 項を加える。

（指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準等の特例）

2 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 405 号。附則第 5 項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第 1 条第 1 項の規定の改正により新たに指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この項から附則第 4 項までにおいて「新規対象」という。）のうち、第 32 条の 2 第 2 項第 9 号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

- (1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。
- (2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成 24 年 7 月 1 日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

3 新規対象のうち、第32条の2第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号イの規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。

4 新規対象のうち、第32条の2第2項第1号から第8号まで、第32条の3の2（第3号を除く。）又は第32条の4第2項（第1号、第11号及び第12号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が附則第2項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。

（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの届出に関する経過措置）

5 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

議案第 93 号

工事請負契約の変更について

平成 24 年 3 月 16 日に市議会の議決（議案第 47 号）を経て株式会社アルファ建設との間に締結した田上市民センター改築工事の請負契約の一部を次のとおり変更することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 21 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 24 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 越 直 美

1 変更する事項

契約金額

「199,935,750 円」を「206,755,500 円」に変更する。

2 変更する理由

当初想定していたよりも地下水量が多く、掘削した箇所の周辺の土砂が崩れるおそれもあることから、仮設土留工を追加する必要性が生じたため

議案第 94 号

訴えの提起について

大津市営住宅の明渡請求等の訴えを提起することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年6月4日提出

大 津 市 長 越 直 美

1 被告となるべき者の住所、氏名等

番号	住 所	氏 名	団地名	住宅番号	滞納家賃の額
1	██████████ ██████	██████████	坂本南団地	██████████	123,500 円
2	██████████ ██████	██████████	坂本南団地	██████████	185,500 円

(注) 滞納家賃の額は、いずれも平成24年3月30日現在のものである。

2 請求の趣旨

上記の者は、大津市営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、本市の再三にわたる滞納家賃の支払の督促にもかかわらず、これを支払わないので、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和 6 3 年条例第 2 5 号）第 3 6 条第 1 項の規定により、その明渡しを請求をしたが、これに応じないため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃、督促手数料及び明渡請求後の家賃相当損害賠償金の支払を求めて訴えを提起する。

3 訴訟上の和解の方針

訴訟係属中に、上記の者（以下「被告」という。）から、滞納家賃の額及び督促手数料の額（以下「滞納家賃等の額」という。）の４分の１以上の額で市長が適当と認める額の納付があったときは、次の内容を主旨とする訴訟上の和解をすることができる。

- (1) 被告は、滞納家賃等の額の残額を5年以内の期間で市長が適当と認める期間において毎月分割して納付するものとする。
- (2) 本市は、被告に対し、市営住宅の明渡しの請求を撤回し、継続して入居することを認めるものとする。
- (3) 被告が第1号の分割金の支払を3回以上怠ったとき又は和解の日以降の家賃を3か月以上滞納したときは、被告は、期限の利益を失い、滞納家賃等の額の全額を一時に支払うとともに、直ちに市営住宅を明け渡さなければならない。

4 上訴の方針

判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

議案第 95 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年6月4日提出

大 津 市 長 越 直 美

1 和解の相手方

2 損害賠償の額

625, 005円

(参考)

平成23年11月2日、大津市富士見台1番1号の駐車場において、通路を走行していた公用車（生活福祉課職員運転）が、通路右側の駐車区画に駐車するため、左前方に前進し、停止して後退したところ、公用車の左後方の駐車区画から左折して出庫するため、公用車が通過したことを確認して発進し、公用車の後方を走行しようとした相手方車両に接触したことにより、相手方が負傷したもの

議案第 9 6 号

市道の路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

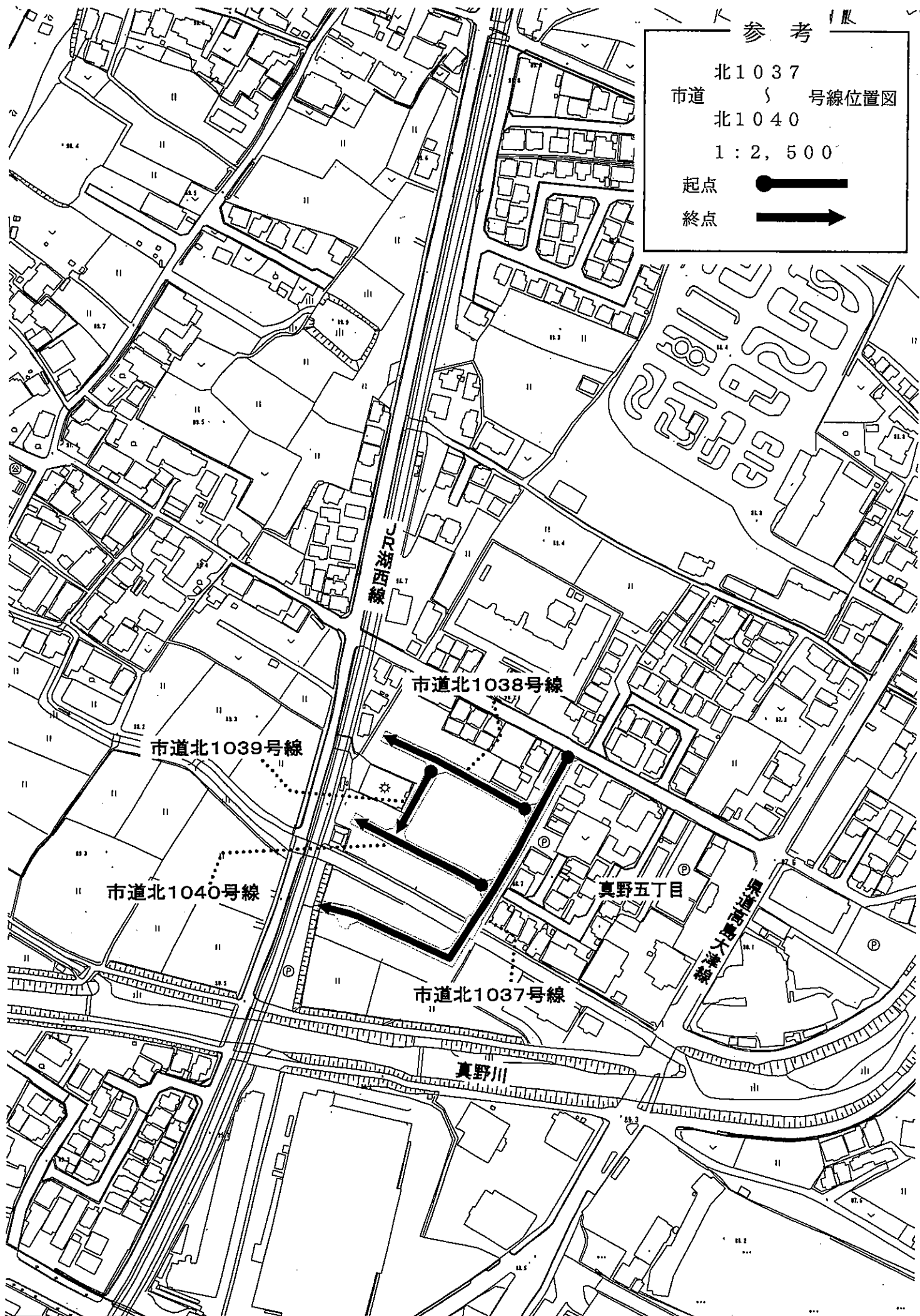
平成 2 4 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 越 直 美

路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
市道北 1 0 3 7 号線	起点 大津市真野五丁目字東浦 終点 大津市真野五丁目字藤ノ木	
市道北 1 0 3 8 号線	起点 大津市真野五丁目字東浦 終点 大津市真野五丁目字東浦	
市道北 1 0 3 9 号線	起点 大津市真野五丁目字東浦 終点 大津市真野五丁目字東浦	
市道北 1 0 4 0 号線	起点 大津市真野五丁目字東浦 終点 大津市真野五丁目字東浦	
市道北 6 2 2 7 号線	起点 大津市和邇中浜字道ノ間 終点 大津市和邇中浜字洲崎	
市道中 0 4 7 9 号線	起点 大津市比叡辻一丁目字三田 終点 大津市比叡辻一丁目字三田	
市道中 0 4 8 0 号線	起点 大津市下阪本六丁目字中島 終点 大津市下阪本六丁目字中島	

市道中 0 8 6 6 号線	起点 大津市坂本二丁目 終点 大津市下阪本二丁目	
市道中 0 8 6 7 号線	起点 大津市下阪本二丁目字桜本 終点 大津市下阪本二丁目字桜本	
市道中 0 8 6 8 号線	起点 大津市下阪本二丁目字桜本 終点 大津市下阪本二丁目字桜本	
市道中 0 8 6 9 号線	起点 大津市下阪本二丁目字桜本 終点 大津市下阪本二丁目字桜本	
市道中 0 8 7 0 号線	起点 大津市下阪本二丁目字桜本 終点 大津市下阪本二丁目字桜本	
市道中 1 2 5 8 号線	起点 大津市見世一丁目字中畔 終点 大津市見世一丁目字中畔	
市道中 1 5 4 3 号線	起点 大津市南志賀三丁目字上浮田 終点 大津市南志賀三丁目字豆田	
市道中 2 1 3 2 号線	起点 大津市比叡平一丁目字広小場 終点 大津市比叡平一丁目字広小場	
市道南 0 2 7 0 号線	起点 大津市杉浦町字内海道 終点 大津市杉浦町字内海道	
市道南 1 0 5 4 号線	起点 大津市秋葉台字山ノ防 終点 大津市秋葉台字山ノ防	
市道南 1 0 5 5 号線	起点 大津市秋葉台字山ノ防 終点 大津市秋葉台字山ノ防	
市道南 1 1 1 9 号線	起点 大津市園山二丁目字萱海道 終点 大津市園山二丁目字萱海道	
市道南 1 1 2 0 号線	起点 大津市園山二丁目字萱海道 終点 大津市園山二丁目字萱海道	
市道南 1 1 2 1 号線	起点 大津市園山二丁目字萱海道 終点 大津市園山二丁目字萱海道	

市道東457-9号線	起点 大津市一里山三丁目字長尾 終点 大津市一里山三丁目字長尾	



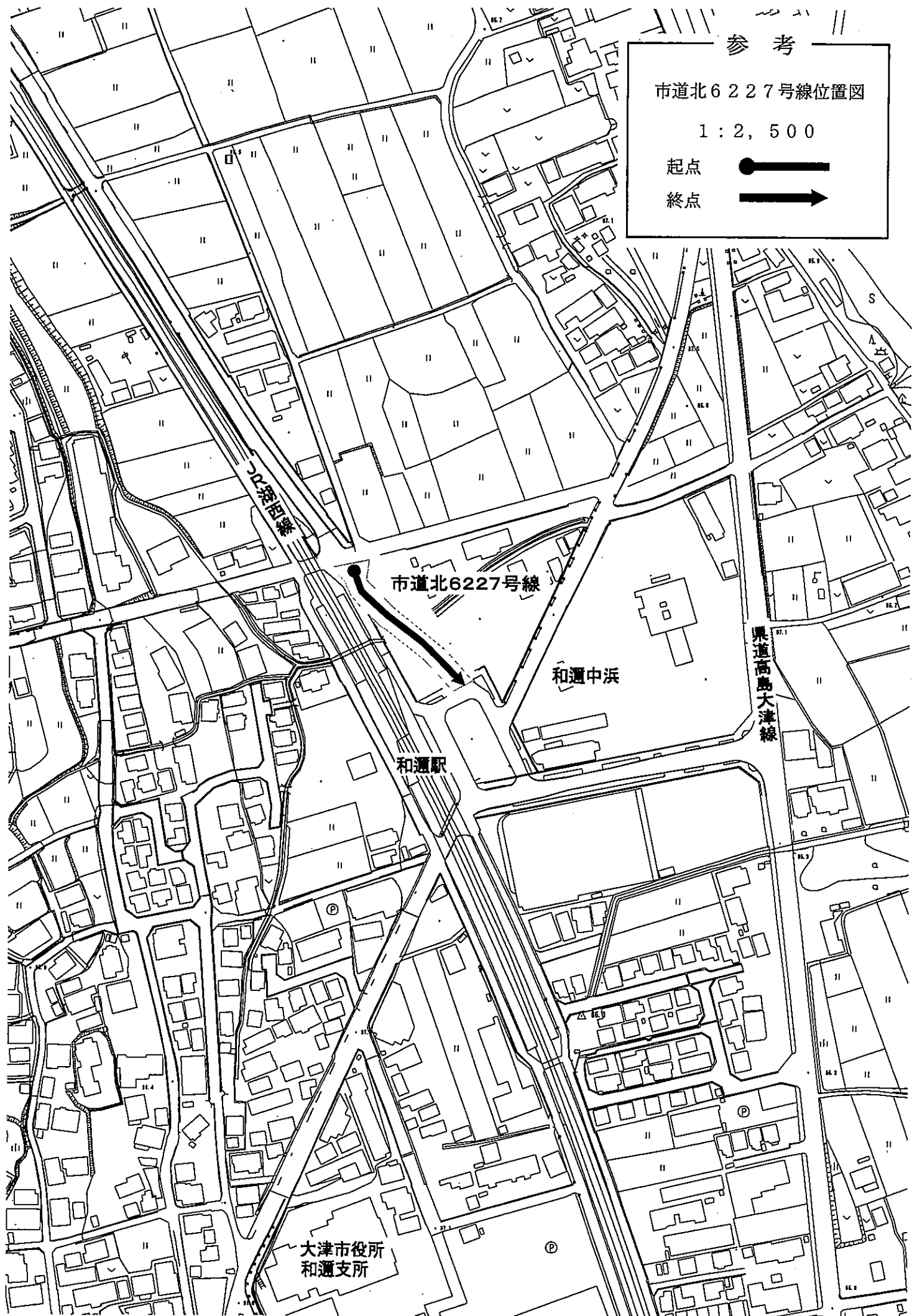
参考

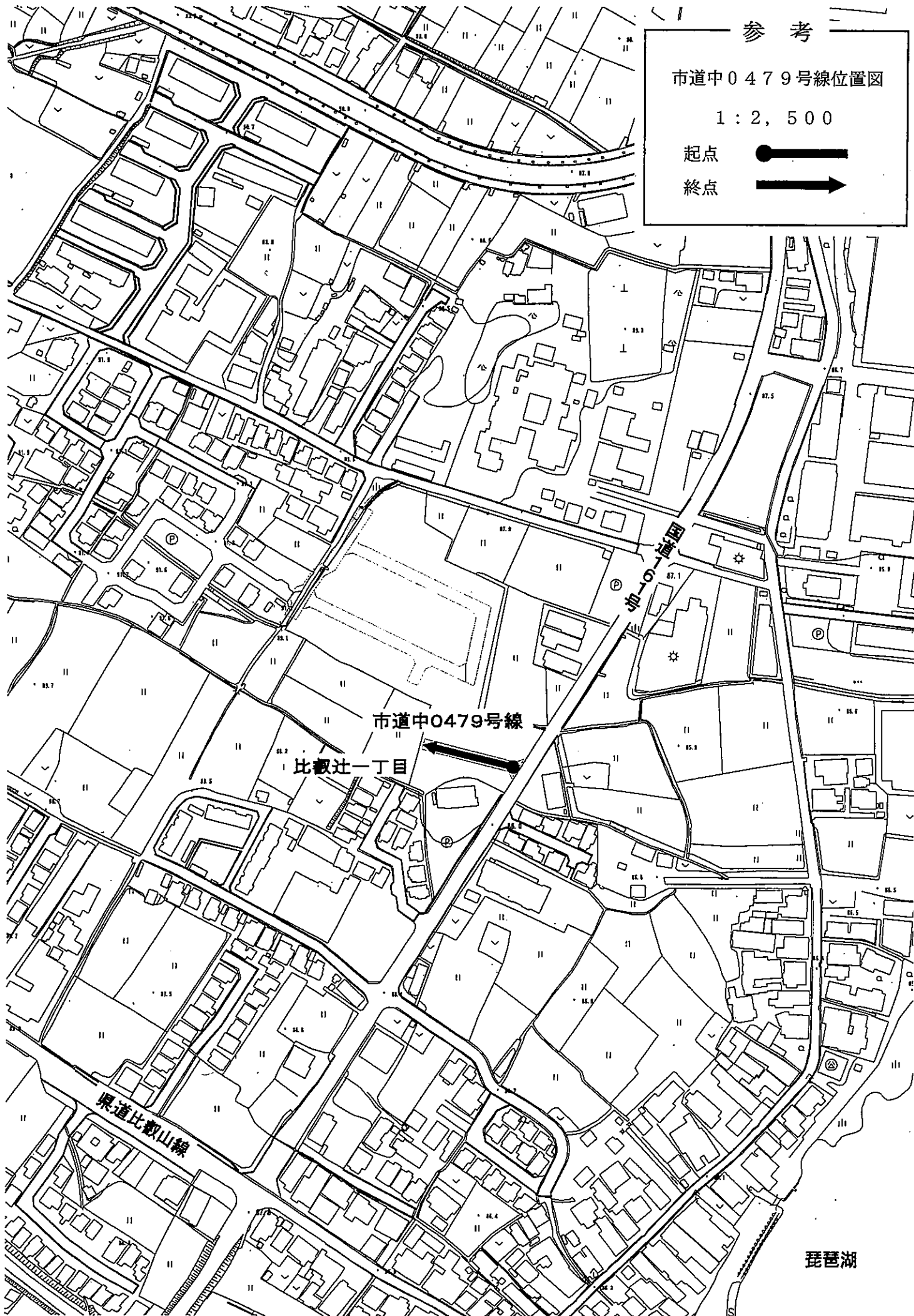
北1037
市道 } 号線位置図
北1040

1 : 2, 500

起点 

終点 





参考

市道中0479号線位置図

1:2,500

起点



終点



市道中0479号線

比叡辻一丁目

県道比叡山線

琵琶湖

参考

市道中0480号線位置図

1 : 2, 500

起点 
終点 

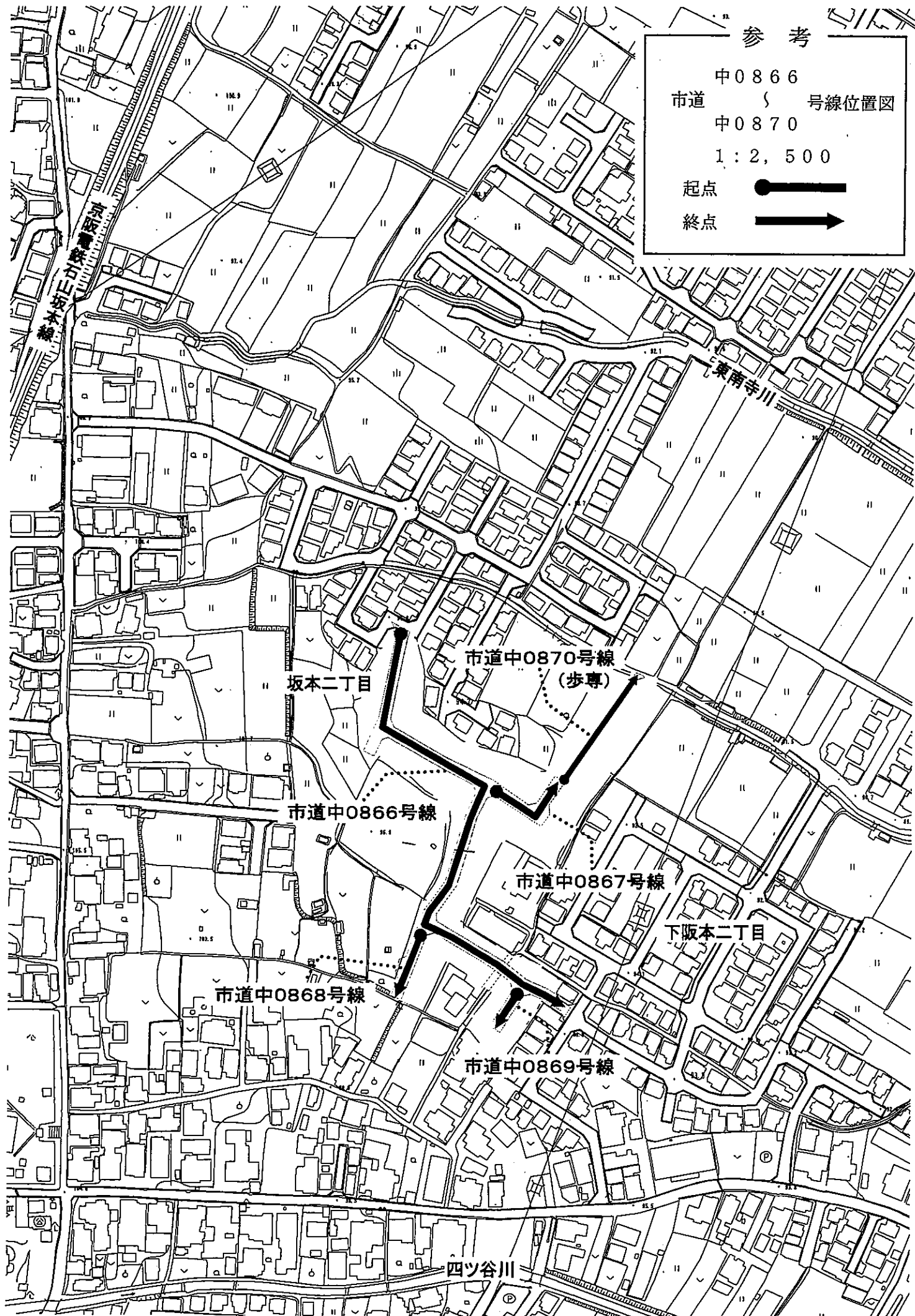
大津市立
日吉中学校

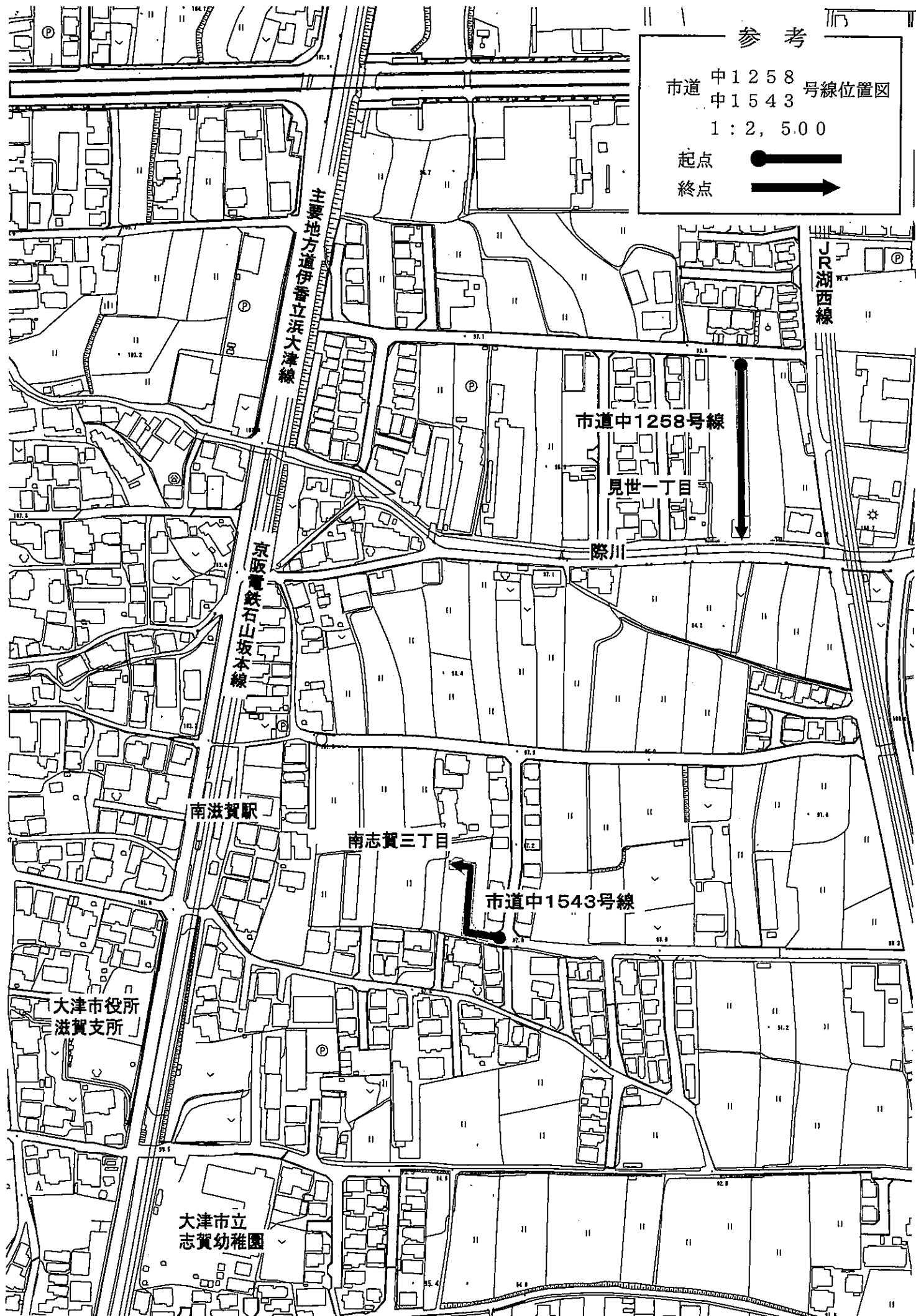
下阪本六丁目

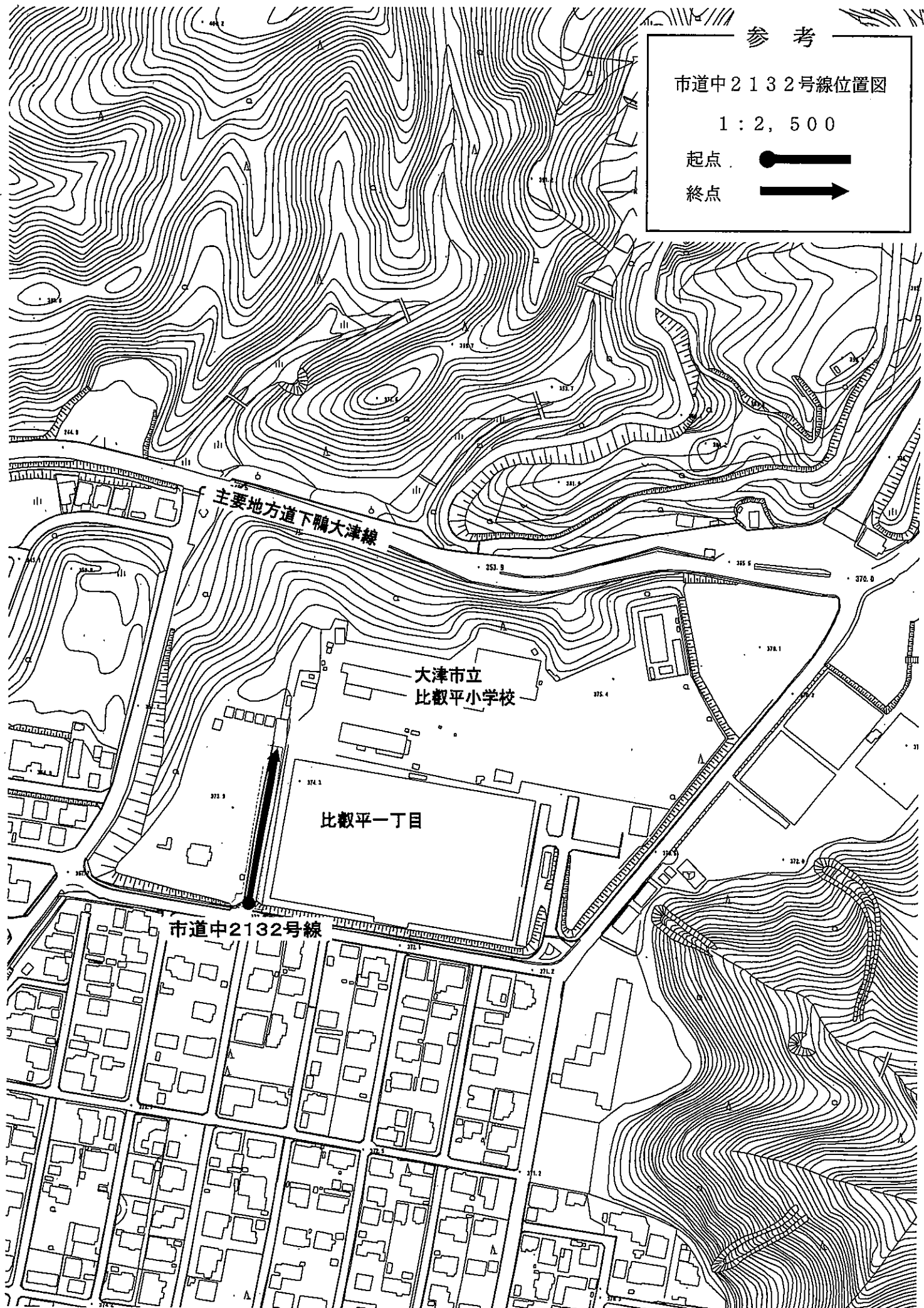
市道中0480号線

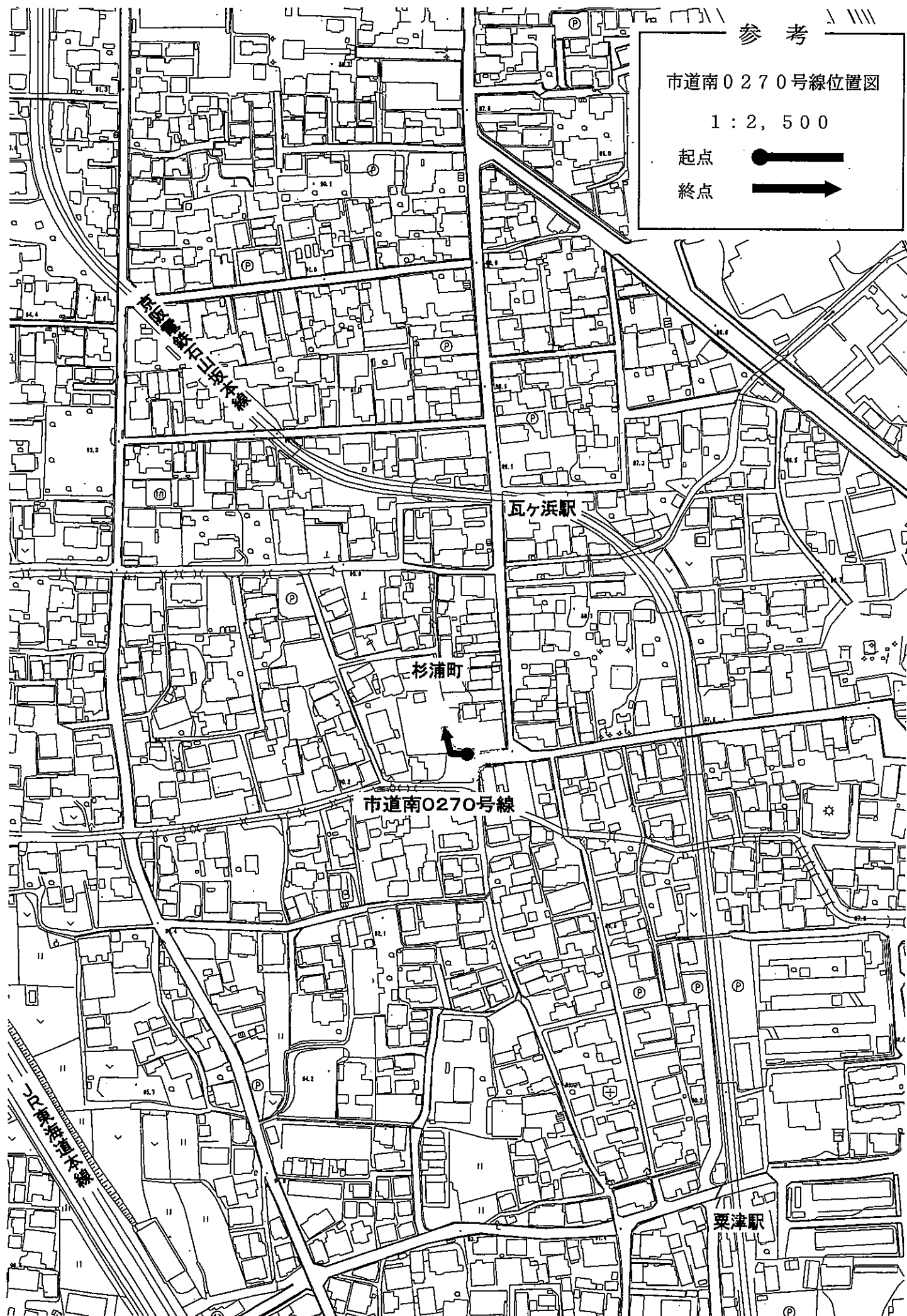
県道比叡山線

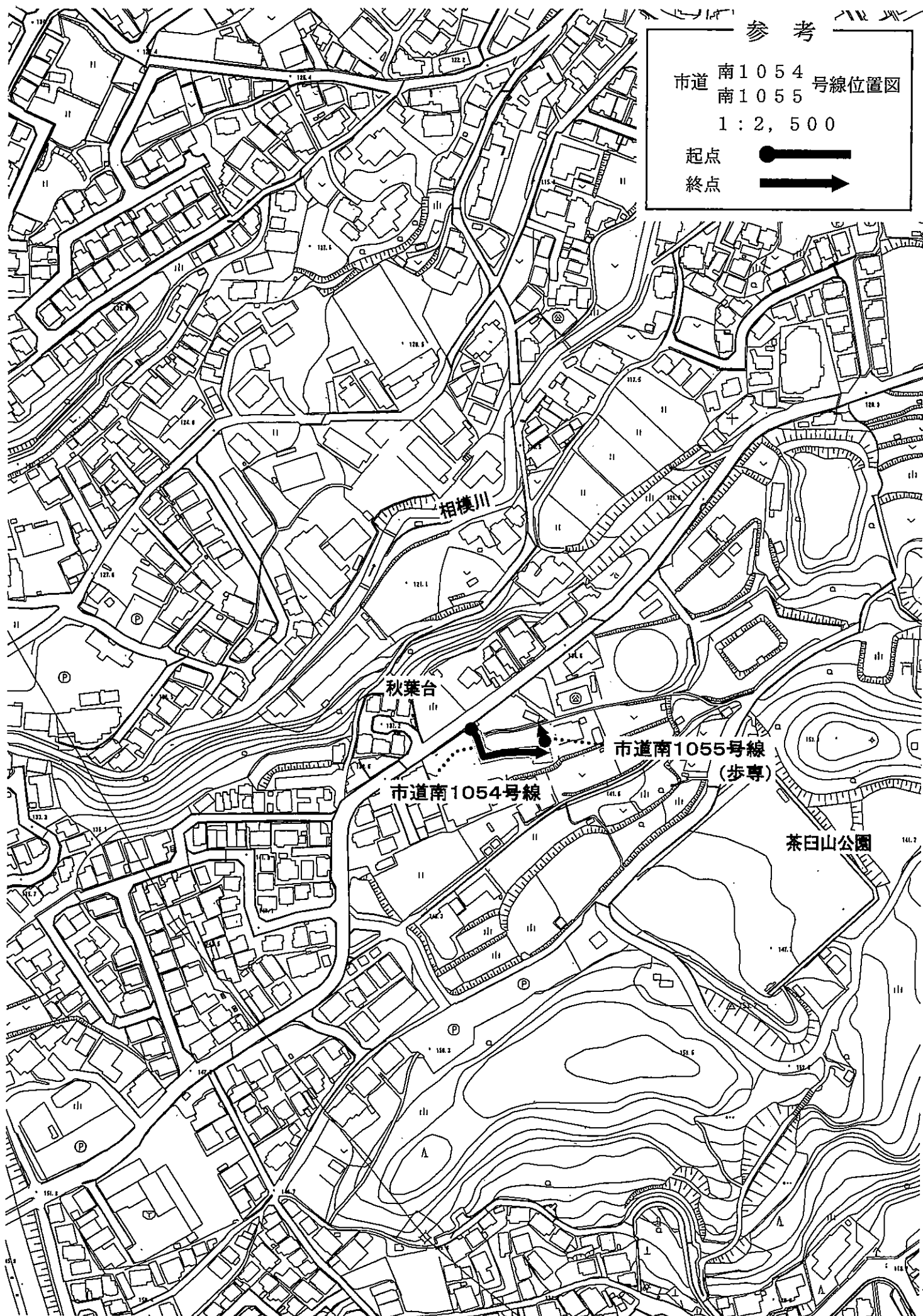
市道中0480号線

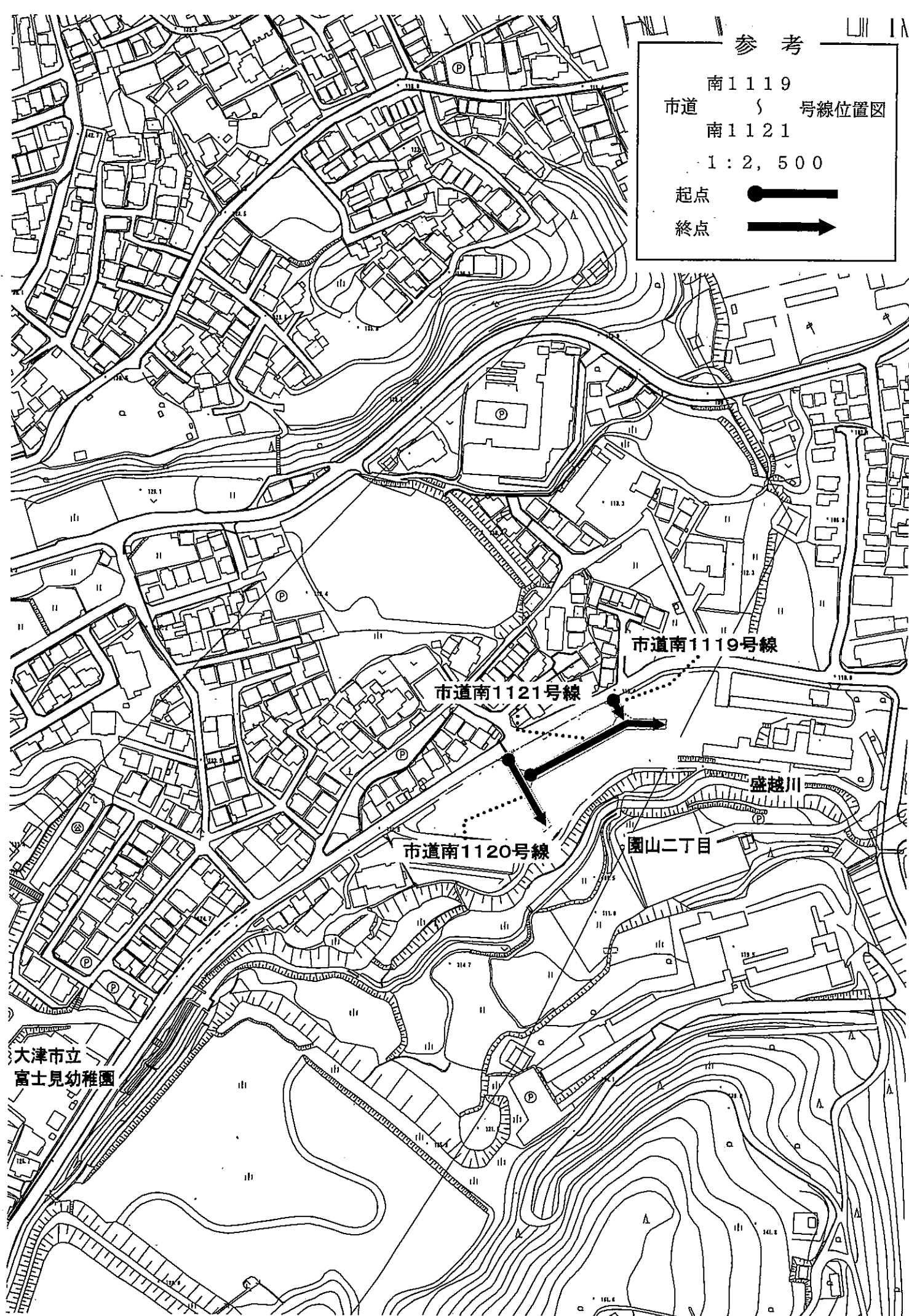


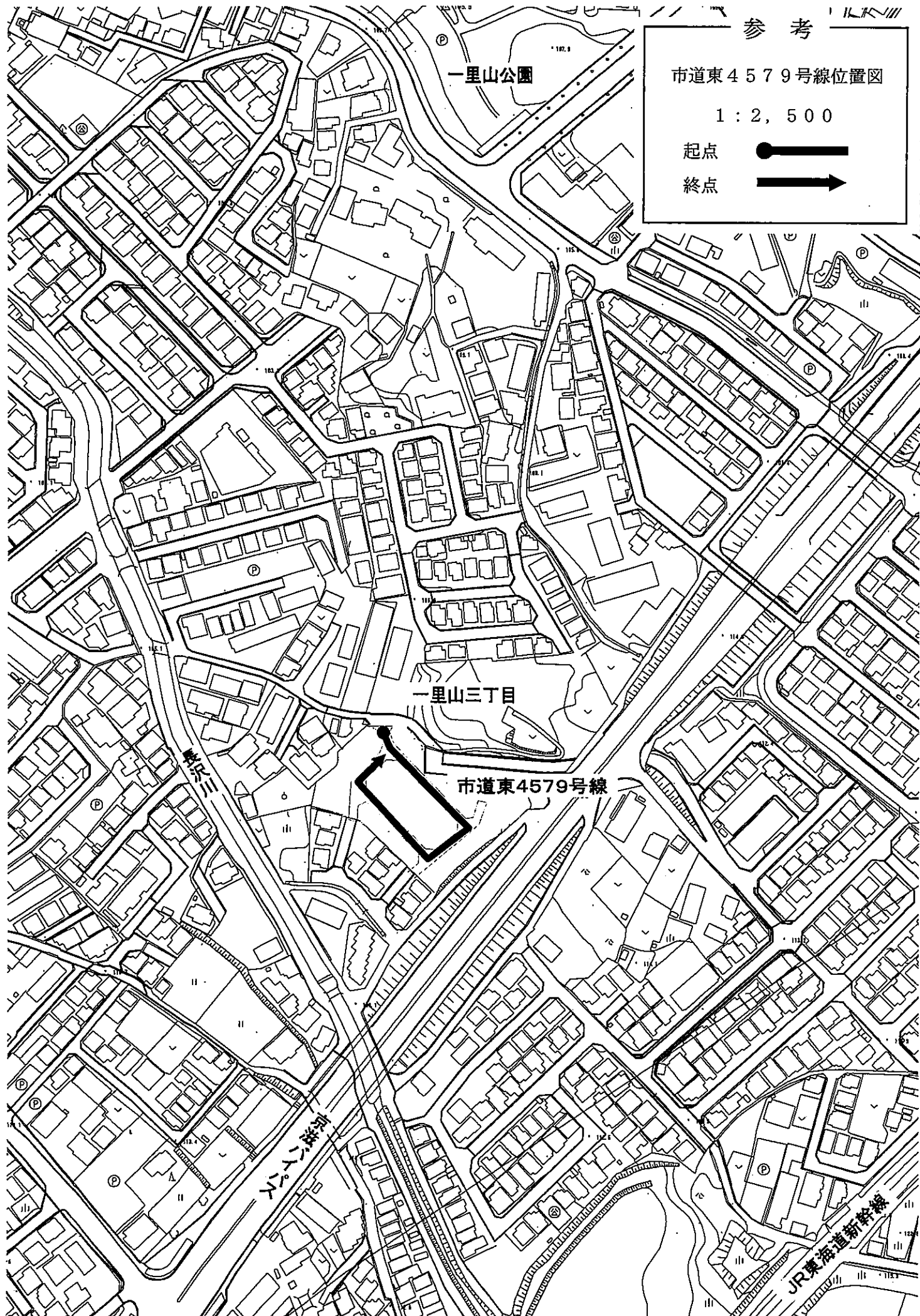












議案第 97 号

市道の路線の変更について

次の市道の路線を変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 24 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 越 直 美

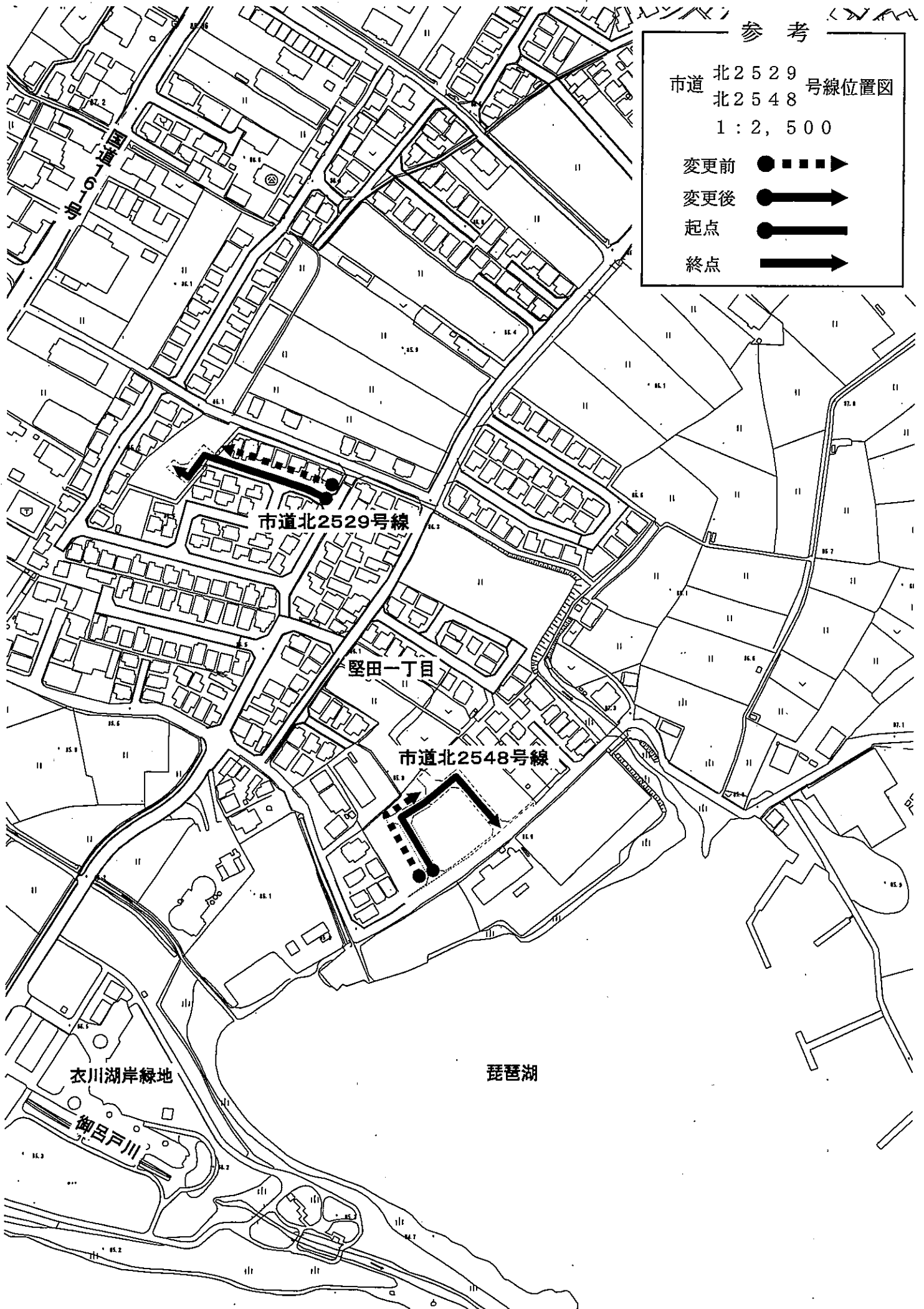
路 線 名	起 点 及 び 終 点		重要な経過地
市道北 2 5 2 9 号線	旧	起点 大津市堅田一丁目字八ヶ坪	
		終点 大津市堅田一丁目字八ヶ坪	
	新	起点 大津市堅田一丁目字八ヶ坪	
		終点 大津市堅田一丁目字八ヶ坪	
市道北 2 5 4 8 号線	旧	起点 大津市堅田一丁目字八ヶ坪	
		終点 大津市堅田一丁目字八ヶ坪	
	新	起点 大津市堅田一丁目字八ヶ坪	
		終点 大津市堅田一丁目字八ヶ坪	
市道中 0 4 6 0 号線	旧	起点 大津市下阪本六丁目字中島	
		終点 大津市下阪本六丁目字中島	
	新	起点 大津市下阪本六丁目字中島	
		終点 大津市下阪本六丁目字中島	
市道東 4 5 6 9 号線	旧	起点 大津市一里山三丁目字長尾	
		終点 大津市一里山三丁目字長尾	
	新	起点 大津市一里山三丁目字長尾	
		終点 大津市一里山三丁目字長尾	

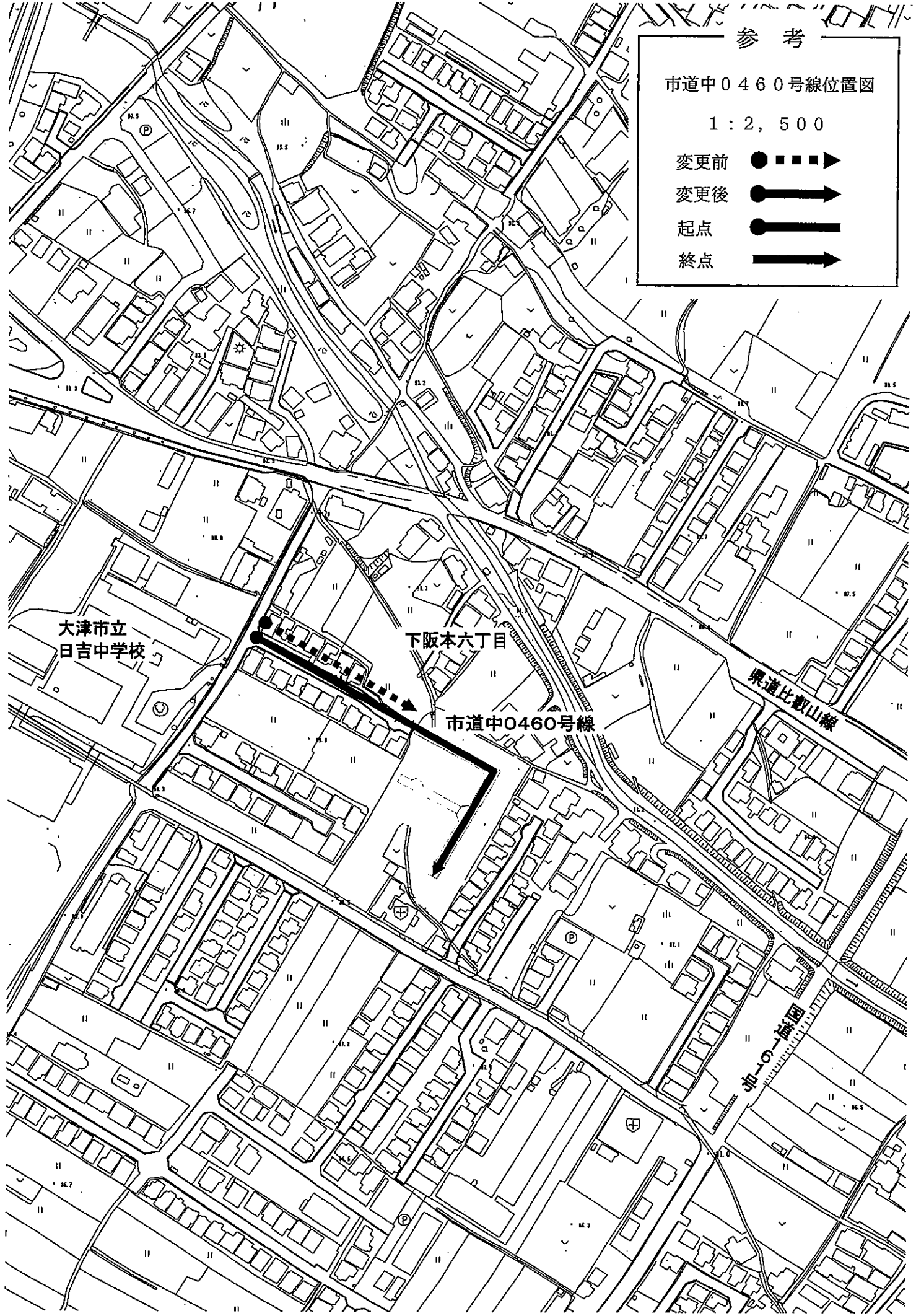
市道東4570号線	旧	起点	大津市一里山三丁目字長尾	
		終点	大津市一里山三丁目字長尾	
	新	起点	大津市一里山三丁目字長尾	
		終点	大津市一里山三丁目字長尾	

参考

市道 北2529 号線位置図
北2548
1:2,500

変更前 ● ■ ■ ■ ■
変更後 ● ■ ■ ■ ■
起点 ● ■ ■ ■ ■
終点 ■ ■ ■ ■ ■





参考

市道中0460号線位置図

1 : 2, 500

- 変更前 ● ■ ■ ■ ■
- 変更後 ● ————
- 起点 ● ————
- 終点 ————

大津市立
日吉中学校

下阪本六丁目

市道中0460号線

県道比叡山線

池ノ内

